

1 社会教育関係団体に対する補助金について

社会教育関係団体に対する補助金については、憲法第89条の規定に抵触しないものについて支出することができる。すなわち、「公の支配に属さない教育の事業」以外の事業については公金（補助金）の支出対象として認められる。

ただし、社会教育法第13条の規定により、補助金の交付について、社会教育委員の会議において意見を聴かなければならない。

参考条文

《日本国憲法第89条》

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

《社会教育法第13条》

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、（中略）、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

本県では、補助金交付申請団体の事業内容を精査し補助対象と認めた範囲内において補助金を交付し、社会教育関係団体の活動を支援している。

2 本県における社会教育関係団体事業費補助金の概要

○交付の目的：社会教育における民間団体の健全な育成を図るため

○補助対象事業：補助事業者（社会教育関係団体）が計画的に実施する社会教育に関する事業

○補助対象経費：

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集、作成、又は提供する事業に要する経費
- (2) 機関紙の発行又は資料の作成配布の方法による社会教育の啓発宣伝の事業に要する経費
- (3) 社会教育の普及、向上又は奨励のための援助又は助言の事業に要する経費
- (4) 体育、運動競技もしくはレクリエーションに関する催しの開催又はこれらに参加する事業に要する経費
- (5) 各種大会への派遣事業に要する経費
- (6) 研究大会、集会、懇談会の開催等の事業に要する経費
- (7) 社会教育に関する研究調査及び社会教育団体間の連絡調整に要する経費
- (8) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業として知事が認める事業に要する経費

○補助金の額：補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額と補助金交付限度額とのいずれか低い額（補助金交付限度額は下記のとおり）

令和4年度補助金交付予定団体及び補助金交付限度額

団 体 名	補助金名称	主な補助対象事業 (補助対象経費)	金額 (円)
山形県婦人連盟	婦人団体事業費補助金	会報発行、各種研修会開催 (2), (6)に該当	84,000
山形県PTA連合会	PTA連合会事業費補助金	会報等の発行、日本PTA全国研究大会への派遣 (2), (5)に該当	46,000
山形県特別支援学校PTA連合会	PTA連合会事業費補助金	県特別支援学校PTA連合会研修大会開催 (6)に該当	37,000
山形県社会教育連絡協議会	山形県社会教育連絡協議会事業費補助金	県社会教育研究大会開催 (6)に該当	110,000
ボーイスカウト山形県連盟	ボーイスカウト事業費補助金	ボーイスカウト講習会 県カブラリー開催 (6)に該当	42,000
合 計			319,000

なお、令和3年度まで申請を継続してきた山形県高等学校 PTA 連合会については、団体の意向により、令和4年度からの補助金を交付しないこととなった。